

整理番号 4-1

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年月日	令和4年4月 日	~ 令和4年8月 日	金額 4167 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	琴堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

3年9月~4年3月 スミ 5,833円
 4年4月~8月 正 5ヶ月分 10,000 - 5,833 = 4,167
 (令和4年度分) $10,000 \text{円} \times \frac{5 \text{ヶ月}}{12} = 4,166.6$
 令和3年度分: 3年8月 整理番号 8-10 参照

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,167 円	/	4,167 円
		100 %	

一般財団法人尾崎行雄記念財団

当財団は、尾崎行雄の理念を基に、議会制民主主義の発展と世界平和に寄与すべく1956年に設立。「有権者啓発」、「リーダー・人材育成」、「調査研究」、「被災地支援」などを行っています。
(当財団は超党派の公益団体。会長には衆議院議長が就任。事務所は憲政記念館内に在ります。)

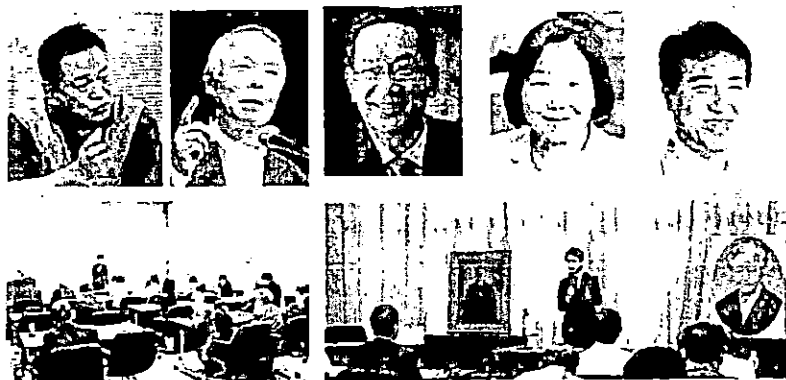
「議会政治の父・尾崎行雄の精神を未来に繋ぎたい！」

コロナ禍と社会不安、厳しい経済情勢が続く今。このような時代だからこそ尾崎行雄の信念や生き方を世に広め、未来に繋いでいきたい——役員・スタッフ一同、強く決意しています。

当財団の活動はすべて、賛助会員の皆様による年会費、また各事業への参加費、そしてご寄付によって支えられています。何卒引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【罎堂塾】

リーダー育成を目的に、尾崎行雄三女の相馬雪香と共に立ち上げた「罎堂塾」(1998年発足)。毎月2回、政治・外交・環境、尾崎思想や人間学などをテーマに専門家による講義を行っています。これまでに延べ650名超が卒塾。国会・地方議会議員をはじめ、社会・地域リーダーとして幅広く活躍しています。



【共催講演会／関連団体後援】

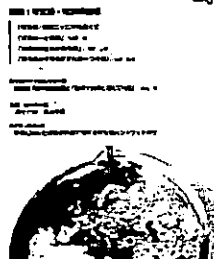
安全保障・危機管理・日米外交・憲法問題などを取り上げた講演会を、グローバルイシューズ総研と共催で隔月開催。また、尾崎思想普及を図る関連団体のシンポジウムやイベントに協力しています。



【『世界と議会』／尾崎関連書籍の刊行】

尾崎行雄、議会政治、国際問題などを取り上げた機関誌『世界と議会』(1961年発刊)。国会図書館をはじめ公立図書館および国会・地方議会議員に広く配布。また、尾崎行雄著作の復刻、関連書籍を刊行しています。

世界と議会



【調査研究】

尾崎行雄や議会政治に関する史資料の収集・管理や情報提供、また、憲政記念館など関連施設への資料貸出・展示協力を行っています。



【途上国・被災地支援】

関連団体・NPO と連携し、途上国や被災地への生活物資・文房具の寄贈、記念植樹、子供たちの教育支援などを行っています。



使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年月日	令和3年8月18日~令和	年月日	金額 5,833 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	琴堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-18	23357	A93150003
取扱店	店名	オカソツチャウナイ
払込口座	00130-6	51359
払込金額	*10,000 料金 *0	

振替受付票
払込みの証拠となるものです。大切に保存してください。消費税等は含まれません。(ゆうちょ銀行)

入金額 *10,000
おつり *0

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧下さい。

9月~3月までの年会費
令和3年度分として
 $10,000 \text{円} \times \frac{7}{12}$
= 5,833 円を充当する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a) 5,833 円	案分率(b) / 100 %	政務活動費支出額(a×b) 5,833 円
---------------------------	---------------------	-------------------	--------------------------

2021年 8月 / 3 日

中澤 通訓 様

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1
憲政記念館内
一般財団法人 尾崎行雄記念財団
理事長 高村 正彦

~~一~~賛助会員（個人会員）会費納入のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当財団の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在お納め頂いております年会費が 8 月までとなっております。引き続き会員としてご支援頂ければ有り難く、勝手ながら郵便振替用紙同封の上、ご連絡させて頂きました。

つきましては、恐縮ですが、年会費 10,000 円 (2021 年 9 月から 2022 年 8 月までの1年間分) をお納め下さいますようお願い申し上げます。

当財団の活動（有権者啓発／人材・リーダー育成／調査研究／被災地・途上国支援）は、すべて会員皆様の会費によって支えられております。

今後ともご支援を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

※ すでにご納入頂き、行き違いで本状が届きました場合はご容赦下さい。

※ ご不明な点などがございましたら下記までご連絡下さい。

いかがお過ごしでしょうか。

コロナも大変ですが

熱中症にもお気をつけ下さい。

引き続きご支援のほど

何卒宜しくお願い申し上げます。

一般財団法人 尾崎行雄記念財団
事務局： XXXXXXXXXX

TEL:03-3581-1778 / FAX:03-3581-1856

整理番号 4-2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費		
年月日	令和4年4月1日~令和4年1月8日	金額	2,182円

目的	パソコンのドメイン登録
用途	維持費
政務活動・ 県政との 関連性	情報収集 必須 PC等
<<領収書貼付枠>> <ul style="list-style-type: none"> 3年11月~4年3月 (2回) 1558円 4年4月~10月 3940 - 1558 = 2182円 (令和4年度分) $(3,300 + 440) \times 7/12 \text{円} = 2,181.6 \text{円}$ 令和3年度分: 3年9月 整理番号 9-15 参照 ※ 契約期間: 2021年11月9日~2022年11月8日	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,182円	100%	2,182円

(参考)

整理番号 9-15

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ドメイン維持費		
年 月 日	令和3年9月27日~令和	年 月 日	金額 1,558 円

目的	1107コンタドメイン登録
使 途	維持費
政務活動・ 県政との	情報収集必要不可欠

ご利用明細 スルガ銀行
 ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
 お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

契約期間 2021年11月9日~2022年11月8日
 今回は11月~3月までの5ヶ月分を充当

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	030927	09:56
お取引店	お取引金額	
0700	*3,300	
ATM番号	お取引内容	手数料
0010	0000	*440
お取引番号	お取引内容	手数料
0954	0000	
説明コード	お取引種別	

三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイデーアイユー エフコミュニケーションズ 様 依頼人名 012109016238ナカサ ミチリ 様 電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0		

$$\begin{aligned}
 & 3300 \text{円} \\
 & + 440 \\
 & \hline
 & 3740 \times \frac{5}{12} \\
 & = 1558.33 \text{円}
 \end{aligned}$$

(残 2182円は
 今年9月に繰下り)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,558 円	100%	1,558 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

ご請求年月日 2021年09月01日

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様



株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山10階

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp

請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。

ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012109016238	ご請求金額 ¥3,300	お支払期限 2021年10月8日
-----------------------	-----------------	---------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】

マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】

■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同題請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム> (<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご連絡ください。

請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2021年11月09日~ 2022年11月08日

サービス名	*請求対象期間*	*単価*	*数量*	金額
ドメイン維持費	2021年11月09日~ 2022年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>				¥3,000
消費税額(10%)				¥300
<合計>				¥3,300

使途項目 サーバー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバー費用		
年月日	令和4年4月 日	~令和4年11月 日	金額 33807 円

目的	HP表示のためサーバーを利用
使途	サーバー費用
政務活動・ 県政との 関連性	HPを表示するに必要。自己の政治活動 県政をPRできる。

《領収書貼付枠》

- 3年 23 16903 円
12月 4年3月
- 4年4月 ~ 11月 86A 50910 - 16903 = 33807 円^A
(令和4年度分)
 $(50,160 + 550) \times \frac{8}{12} \text{ 月} = 33,806.6 \text{ 円}$

令和3年度分 : 3年10月 整理番号 10-13 参照

※ 契約期間 : 2021年12月1日 ~ 2022年11月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	33,807 円	100 %	33,807 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様

ご請求年月日 2021年09月15日

請求書

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山10階
お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。
ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012109153809	ご請求金額 ¥50,160	お支払期限 2021年11月10日
-----------------------	------------------	----------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】

マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】

■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」
マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム>
(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご連絡ください。

請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2021年12月01日~ 2022年11月30日

サービス費名	請求対象期間	単価	数量	実務期間	金額
サーバー費用	2021年12月01日~ 2022年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
(シェアードプラン×10:12ヶ月)					
<小計>					¥45,600
消費税額(10%)					¥4,560
<合計>					¥50,160

整理番号 4-4

用途項目 サーチキー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請託活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入「季刊地域」		
年月日	令和4年1月13日~令和 年 月 日	金額	3,772 円

目的	農山漁村地域情報収集のため
用途	季刊誌購入(4千冊)
政務活動・ 県政との 関連性	全県の一次産業の先進地紹介も本県の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-01-13	23357	A93150015
取扱店	フジのくに県民クラブ	
取扱口座	00140-8	880001
払込金額	*3,772 料金	
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存しなくてはなりません。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*3,800	
おつり	*28	

1月17日に各種料金を改定します
詳しくは当行WEBサイトへ

印紙申告納付につき趣向
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,772 円	100 %	3,772 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-5

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	しみずかがやき塾会費		
年月日	令和4年2月17日~令和 年 月 日	金額	8,152 円

会の趣旨・目的	野 他分野の講師から幅広い講演等を聞き知識を吸収
会の活動内容等	年内8回の講演会
政務活動・県政との関連性	この場における講演は 県政を考える上で参考となる

《領収書貼付枠》

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号
04-02-17	23357	A93120008
取扱店	しみずかがやき塾	
払込口座	00830-5	134272
払込金額	*8,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、必ずしも保存しなくてはならない。払込みには、消費税込額が記載されています。(ゆうちょ銀行)		
記号番号	* * * * *	
スマホ決済アプリ ゆうちょチャージ不要！ 口座直結だから事前チャージ不要！		

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,152 円	100 %	8,152 円

しみずかがやき塾

塾生募集

輝き方は人それぞれ

第28期(2022年度・令和4年度)
しみずかがやき塾の塾生募集について



塾生募集要項

- 1) 募集人数 先着1,000名(継続会員・新規会員含む)
- 2) 募集期間 2021年12月20日(月)~2022年2月21日(月)
- 3) 申込み方法 郵便局の振込用紙にて
 - ①氏名②男女別③年齢④住所⑤電話番号
 - ⑥継続会員は塾生番号を記入
 - ⑦受講料8,000円(但し夫婦の場合は15,000円)を振込む
- 4) 振込先 00830-5-134272 しみずかがやき塾運営委員会
- 5) チケット(入場券)発送 2022年3月末予定

●お問い合わせ **しみずかがやき塾運営事務局**
TEL/FAX 054-353-6700 (月・水・金 10:00~12:00)

第28期 講師陣

講座期間 ● 2022.6.26～2023.1.21

会場 ● 静岡市清水文化会館マリナート 大ホール

講演時間 ● 13:30～15:00(90分) / 開場時間 ● 12:30

第1回

2022年6月26日(日)



講師

しん ぼう じ ろう

辛坊治郎

元読売テレビ解説委員長
株式会社大阪総合研究所代表

演題

生と死
～単独太平洋横断4ヶ月

日曜開催

第5回

10月15日(土)



講師

い と う ま な み

伊藤真波

北京・ロンドンパラリンピック
競泳日本代表・元看護師

演題

あきらめない心

第2回

7月9日(土)



講師

や ま だ く に こ

山田邦子

タレント

演題

大丈夫だよ、がんばろう！

第6回

11月12日(土)



講師

お か さ き と も み

岡崎朋美

元スピードスケート長野五輪
銅メダリスト

演題

どこまでも挑戦

第3回

8月6日(土)



講師

よ し な が

吉永みち子

ノンフィクション作家

演題

輝き方は
千差万別人それぞれ

第7回

12月10日(土)



講師

か く こ う そ う

加来耕三

歴史家・作家

演題

歴史を学び、未来を読む
うそのような本当の話

第4回

9月10日(土)



講師

わ た な べ

渡辺えり

劇作家・演出家
俳優・訳詞家・歌手

演題

死ぬまで生きる！

第8回

2023年1月21日(土)



講師

しみず

清水フィルハーモニー 管弦楽団

オーケストラ

演題

オーケストラを身近に

しみずかがやき塾運営事務局

〒424-0835 静岡市清水区上清水町3-19 (ヤマダユニア内)

TEL・FAX 054-353-6700

※事務局員はボランティアの為、事務所に常駐していません。ご用の方は留守電又はFaxをご利用下さい。

整理番号 4-6

支出証拠書 (各種団体年会費)

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 森は海の恋人 (合費)		
年月日	令和4年3月11日~平成	年月日	金額 10,262 円

会の趣旨・目的	沿岸漁具類の育成には、流入河川に栄養素が必要であり、そのために流域の植林・育林が必要である。
会の活動内容等	河川流域の植林・育林事業 環境浄化
政務活動・県政との関連性	日本有数の森林県の本県に、この事業の周知が必要であり、理解が求めらる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-03-11	23357	A93180009
取扱店	ジャスコオカケンチョウナイ	
払込口座	02200-7 108553	
払込金額	*10,000 料金 (262)	
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。消費料金は含まれません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,302	
おつり	*40	
スマホ決済アプリ ゆうちょチャージ不要！ 口座直結だから事前チャージ不要！		

印紙税申告納付につき領収書事務室承認済

※ 添付書類: (団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動費	10,262 円	100 %	10,262 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根 133 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
- (3) その他の会員

2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長
副理事長
理事
理事
理事
理事
監事



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - ・ 個人 10,000円
 - ・ 団体 50,000円
 - (2) 賛助会員「年会費」
 - ・ 個人 3,000円
 - ・ 団体 30,000円

団委員・隊長各位

ボーイスカウト清水8団 橋本健治団委員長

登録費納入のお願い

昨年度は、コロナ感染症の影響でボーイ活動や地域のお祭り等が中止になり、野外の活動が減って大変な1年でしたが、少しずつ再開の方向で進めています。令和4年度も、よろしくお祈りします。

登録費(1万円)を下記の口座に2月末までに入金をお願いします。

記

振込先 *清水銀行 駒越支店 普通預金

口座番号 2113991

名義 日本ボーイスカウト清水第八団

*お問い合わせ先

8団登録担当

整理番号 4-8

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請準備等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所駐車場代 (4月分)		
年月日	令和4年3月25日~令和 年 月 日	金額	5055 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細
スルガ銀行
SURUGA bank
ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	040325	10:30
振込額	お取引店	科目
0700		口座番号
ATM番号	お取引金額	
0010	*10,000	
お取引番号	ATM番号	手数料
0187	10000	*110
説明コード	お取引店	お取引時間

依頼人名 様
ナカサワ ミチノリ シムラジ
電話番号 0543526471
お取引金額 *0

10110 × 1/2

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	10110 円	1/2 %	5055 円

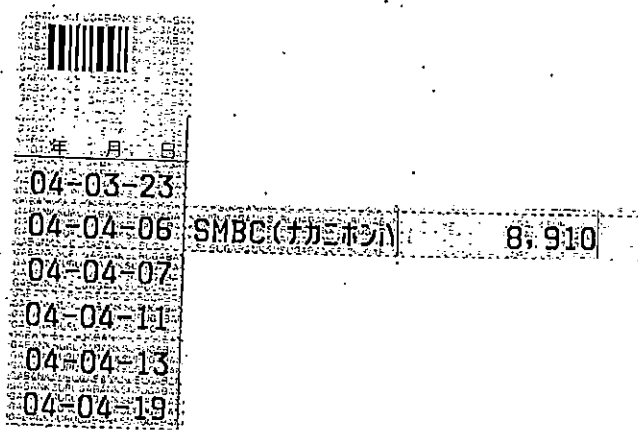
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (4月分)		
年 月 日	令和 4 年 4 月 6 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	4,455 円

目 的	政務活動に必要な自動車のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,910 円	1/2 %	4,455 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

再リース覚書

契約No. [REDACTED]

契約日 2021年11月15日

賃借人 (乙)

賃貸人 (甲)

静岡県静岡市清水区 入船町11-1

住所 静岡市清水区千歳町7-18
氏名 中澤通訓 [REDACTED]中日本バンリース株式会社
代表取締役・谷津和孝

甲と乙は、両者間に締結された自動車リース契約書（契約番号： [REDACTED] 以下原契約という）のリース期間の満了日以降、下記条件によりリース契約を更新（再リース）するものとします。ただし、下記に記載されていない事項は原契約の通りとします。

(1) リース自動車明細							
車名	スバル XV 2.0I-L EYESIGHT						
付属品	現状通り						
車両	登録番号	[REDACTED]					
	車台番号	[REDACTED]					
	型式	DBA-GP7					
	初度登録	2016年 1月					
使用場所	静岡県静岡市清水区千歳町7-18 中澤通訓						
(2) リース料に含まれる費用							
費用項目 (○は含む) (×は含まず)	×	自賠責保険料	×	登録諸費用	×	固定資産税	
	×	自動車重量税	×	車両代金	×	動産総合保険	
	○	自動車税 全期間	×	自動車保険			
	×	環境性能割	×	メンテナンス・サービス費用			
(3) リース期間							
期間	12ヶ月			開始日	2022年(令和04年) 1月14日		
(4) リース料 および 消費税額							
一回当り (月額)	税抜リース料	8,100 円		前払	税抜リース料	*** 円	
	消費税	810 円			消費税	*** 円	
	合計	8,910 円			合計	*** 円	
(5) リース料の支払方法							
支払方法	毎月6日(乙指定口座より口座振替)						

(6) メンテナンス

月間契約走行距離	km		×	タイヤ交換	本 本 本 個
メンテナンス項目 (○は含む) (×は含まず)	×	法定点検整備	×	バッテリー交換 パンク修理 代車	
	×	継続車検整備			
	×	一般整備・故障修理			
	×	スケジュール点検			
	×	エンジンオイル交換補充			
	×	事故修理 (車両保険金の範囲内)			

・メンテナンスサービス除外項目

- ①機能に影響のない感覚的現象 (音・振動・オイルのにじみ等)
- ②各種通信機器、映像・音響機器などの修理・整備等
- ③自動車の原状変更にかかる費用
- ④架装品等についてのメンテナンス特約を結ばない場合のその修理・整備等
- ⑤経年変化等による自動車本体及び架装品等の腐食・老化・退色の修理又は復元の費用
- ⑥ウォッシュ液、各種添加剤 (フラッシングオイル・水抜き剤・ラジエター洗浄剤等) 及び各種用品 (タイヤチェーン・工具・ジャッキの補充等) の費用
- ⑦免責とされる保険事故修理代
- ⑧故意又は重大な過失に起因する修理等の費用
- ⑨使用上の不注意によるトラブルの修理及び処理の費用 (パンク修理・キーロック・燃料切れ等)
- ⑩自動車を使えなくなったことによる不便さ及び損失等 (宿泊費・電話代・休業補償・商業損失等)

(7) 自動車保険

保険会社	***		
代理店	***		
保険種類	保険金額	対人 対物 対物免責	
等級		人身1名	
		人身1事故	
リースOP多割		搭乗者1名	
危険物割増		搭乗者1事故	
車両保険	保険種類		
	免責ゼロ特約	免責金額	万円
特約			

- ・車両保険金額は車両標準価格表に基づき甲の定める金額とします。上記免責金額はノンフリート等級別料率の変動および自動車保険制度の改定等により変動する場合があります。その場合には保険会社の規定に従うものとします。
- ・リース期間中の自動車保険料は、リース契約時の割引・割増率及び車両保険料率クラスで計算されています。
- ・上記保険に関する特約欄に特記しない限り、自動車保険契約の保険期間は原則として1年契約でリース期間中更新するものとします。
- ・その他自動車保険に関する取り決めは、保険会社の約款および取り扱い規定に従うものとします。

(8) 付随条項

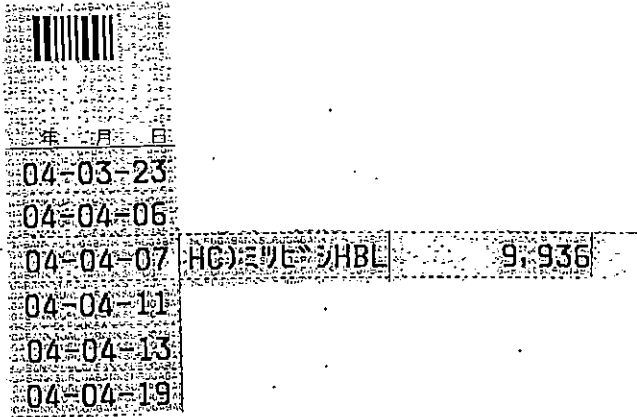
- ・リース契約期間満了時の残存価額は金150,000円とし、実際の処分価額との差額は、甲乙間にてリース料とは別に現金をもって精算するものとします。

整理番号 4-10

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 (4月分)		
年月日	令和4年4月7日~令和	年 月 日	金額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	9,936 円	1/2 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-11

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話代 (au 3 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 4 月 11 日	~ 令和 年 月 日	金 額 7179 円

目 的	政務活動に使用する携帯電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細書
 平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
 お引落口座へのご入金、お支払日の前日（金融機関営業日）までお願いいたします。

お支払日	4 年 4 月 11 日	当月ご請求額	25,033 円	サーラカード
		前月お支払額	0 円	会員番号
		内キャッシング分	円	金融機関名
当月お支払合計額	25,033 円	合 計	25,033 円	通帳記号
				口座名義 中澤・通訓

ご利用明細

ご利用区分	前月	当月	支払方法	金額
通常払い		3 4-04-01 3 4-04-07 0 4-04-11	(シブシブJコース) 自払	25,033

ご利用明細

ご利用日	金額
10 4 2 8	88
10 4 2 19	19
10 4 2 19	19
10 4 3 10	10

au 電話利用料 14359 02月分

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	14359 円	1/2 %	7179 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-12

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (4月請求分)		
年月日	令和4年4月2日	金額	13,000円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》 支払者：中澤通訓

領収証

No.

中沢事務所 様 R4年4月12日

金額 ¥13,000-

但 HP更新料として 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・()

HISAGO#778

marukita きたがわ商店
静岡市清水区船越 3-8-19 202
北川 昌克

TEL/FAX (054) 357-3594

登録番号

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,000円	100%	13,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	清水私立幼稚園協会との情報交換		
年月日	令和4年4月15日～	年月日	金額 5000 円

目的	私立幼稚園の経常費補助金の更正について		
使途	会費	幼保一元の問題等	
政務活動・ 県政との 関連性	少子化の申での幼保体制の問題等を 聴取し、県政に反映する		

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,000 円	/	5,000 円
		100 %	

領 収 証

令和4年4月15日

様

金 6,000円

但 情報交換会 会費

上記正に領収いたしました

清水私立幼稚園協会

会計 

支払者： 中澤通訓

飲食を伴うため 5,000円のみ充当する

令和4年3月10日

清水区私立幼稚園協会
顧問議員 様

清水私立幼稚園協会
会長 高塚匡宏

令和4年度
清水私立幼稚園協会意見交換会の御案内

初春の候、顧問議員の先生におかれましては、ご健勝でご活躍のこととお慶び申しあげます。

平素は、静岡市私立幼稚園連合会並びに清水私立幼稚園協会のために、大変なご理解とご協力を賜りまして、会員一同感謝致しております。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、意見交換会を自粛しておりましたが、久し振りに皆様との会を開催したくご案内させていただきます。公務ご多忙のところ大変恐縮とは存じますが、御同席いただきたくご案内させていただきます。

清水区の子どもの利益のため、先生方には引き続き御支援を賜りますようお願い致します。

記

【期 日】 令和4年4月15日（金）

【時 間】 午後 6時30分

【会 費】 6,000円

【会 場】 清水区富士見町 なすび総本店
☎352-1006

誠に勝手ながら、別用紙でご出席をご確認させていただきます。
FAXで4月8日（金）までに八坂幼稚園へご連絡ください。

八坂幼稚園 FAX054（367）0336

ご案内者 衆議院議員 深澤陽一様
県議会議員 中澤通訓様・林芳久仁様・盛月寿美様・望月香世子
市議会議員 山根田鶴子様・寺沢 潤様・宮城島史人様

整理番号 4-14

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代・水道代)		
年 月 日	令和4年4月18日	~ 令和 年 月 日	金 額 2464円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

04-03-31	
04-03-31	
04-03-31	
04-04-04	
04-04-12	
04-04-15	
04-04-18	4,928
04-04-22	
04-04-22	
04-04-22	
04-04-22	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	4928 円	1/2 %	2464 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	異業種企業交流「白雲会」会費		
年月日	令和4年4月19日~令和	年月日	金額 30,330 円

会の趣旨・目的	会員の物心両面にわたる進展と資質向上及び地域社会のより良き発展を願い、異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くための講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。
会の活動内容等	①定例会 ②研修会の開催 ③企業交流会の開催 他
政務活動・県政との関連性	異業種間交流による研修会を通じて県政における問題点を聴取し、今後の県政施策の改善に役立てる。

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	137
04/04/19	振替先店番・科目・口座番号	
銀行番号	店番号	科目
0141	お取引内容	お取引金額
お取引店	お取引出し	¥30,000
お取引残	お取引残	高
お取引手	お取引時刻	お取引残
お取引手	お取引時刻	お取引残
お取引手	お取引時刻	お取引残

お取引先明細・お取引先
オカモチムネ 普通 0269931
イキョウシヨウコウリク アクウンカイ 様
サカサワ ミチノリ 様
TEL054-352-5641

06.520.38 (裏面もご覧ください)

会費 30,000.-
送金手数料 330.-

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	30,330 円	100 %	30,330 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

白雲会・会則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

・会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計若干名・監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。

④ 役員の選出及び任期

役員の選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会（会員資格の喪失）

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位につき基本1口（1年間）30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。（会費は当日の実費を徴収する）

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

② 研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会（不定期）

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会（不定期）

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。

また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則（施行）

この会則は平成 4年4月1日から施行する。

この会則は平成19年4月9日から一部改正実施する。

この会則は平成21年4月6日から一部改正実施する。

この会則は平成23年4月25日から一部改正実施する。

この会則は平成29年4月3日から一部改正実施する。

*お願い＝会員は、名簿の記載事項に変更があった場合や慶弔に関して、個人又は他の会員の情報を知りえた時は幹事まで速やかにご連絡下さい。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水障害者サポートセンターへ 会費		
年月日	4年4月9日	年月日	金額 3,152 円

会の趣旨・目的	障害者の自立支援のための施策も実施
会の活動内容等	介護支援体制の確立、実施
政務活動・県政との関連性	障害者の支援の問題を県政に反映する

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

会費 3000.-
 手数料 152
 3152.-

※ 添付書類 (団体の会則)・事業概要・その他 ()

衆分の理由	領収書金額(a)	衆分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,152 円	100 %	3,152 円

領 収 証

No. 275

中澤通訓 様

令和4年4月19日

★ 7,300.00 -

但 令和4年度分年会費 (正会員)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

〒424-0114 静岡県清水区庵原町219-18

特定非営利活動法

清水障害者サポートセンター

理事長 山本 忠 広



コケヨ ウケ-78

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-19	23362	A93230007
取扱店	シミズアイオイ	
払込口座	00850-0	121994
払込金額	*3,000	料金 *152
		振替受付票
<small>振替受付票は、払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)</small>		
記号番号	*****	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要!		

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険法に基づく訪問事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

(会員の入会)

第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会届を提出又は退会の意思を理事長へ伝達したとき
- (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(会員の退会)

第10条 会員は、理事長に対し、退会届の提出又は退会の意思を伝達することで、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

- 第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

- 第17条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

- 第19条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、並びに職務
- (6) 会員の除名
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 この法人の通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 この法人の総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 この法人の総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条及び第29条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 役員報酬
- (5) 年会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の2分の1以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

第36条 この法人の理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出欠したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあたってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の記名押印又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会において議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続きの開始

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに關し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会費(年額)	個人	1,000円
(2) 賛助会費(年額)	個人	3,000円
	団体	10,000円
(3) ホットハート会費(年額)	個人	2,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員

名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附則

第5条における事業の追加は、平成15年9月2日より施行する。

附則

第2条における事業所所在地の変更及び第5条における事業の追加は、平成18年9月6日より施行する。

附則

第5条における事業の追加は、平成18年11月20日より施行する。

附則

第16条における役員任期等における変更は、平成20年9月10日より施行する。

附則

法人定款における全面改定は平成24年10月30日より施行する。

附則

第5条における事業内容に改定については、平成25年8月22日より施行する。

附則

第22条総会権能・第31条理事会権能の変更、第30条字句訂正、第39条・第40条・第45条・第46条の法改正に伴う変更は、平成26年8月7日より施行する。

附則

第5条の事業内容の改定、第9条の会員の資格の喪失及び第10条の会員の退会、第54条の公告の方法における変更は、平成30年8月21日より施行する。

請求書

2022年3月31日締切分 No. 1

424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

セントラルビル3F

中沢通訓事務所 御中

株式会社ルネックスプロテクト

- 本社 〒812-0023 福岡県福岡市博多区博多駅前2番1号
 - 東京支社 〒101-0051 東京都千代田区有明3-2-31
 - 大阪支店 〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満2-10-14
 - 名古屋支店 〒467-0831 愛知県名古屋市長区瑞穂区惣作町3丁目67番地1
 - 広島支店 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町2丁目12-30
 - 北九州支店 〒802-0064 福岡県北九州市小倉北区片野4丁目3番7号
 - 長崎支店 〒851-0133 長崎県長崎市矢上町32番22号
 - 鹿児島支店 〒890-0046 鹿児島県鹿児島市西田2丁目3番5号
 - 仙台支店 〒981-0913 宮城県仙台市青葉区昭和町5-5
 - 札幌支店 〒060-0907 北海道札幌市東区北7条東3-28-32
 - 福岡支店 〒819-0373 福岡県福岡市西区周船寺2-9-12
- フリーコール：0120-999-421



お客様コードNo.



お振込先

三井住友銀行 しらゆり支店
口座名義:株式会社ルネックスプロテクト
(普通) 1593404

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

御振込手数料の御負担
お願い申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上金額	内消費税額
0	0	0	10,120	

今回御請求額
10,120

伝票日付	伝票No.	品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
03.30	4074		《 中沢通訓事務所 AF-DOA611 カートリッジ 519 II (CANON) 消費税 毎度ありがとうございます。 <<伝票計>> 【課税10.0% 税込額】 【内消費税額】	1	個	9,200	9,200 920 10,120 10,120 920	1729373-9

整理番号 4-18

使途項目 サーチキー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	柿田川公園の整備について(観光客)		
年月日	令和4年4月20日	~ 令和 年 月 日	金額 1570 円

目的	富士山からの水脈による柿田川の水質について調査(現状調査)
使途	高速料金、①料金
政務活動・県政との関連性	水の一部を企業局が西南・熱海方面へ。企業局の財政と使用料金の適正化が大切

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 沼津

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月20日14時31分

車種 普通

通行料金 ¥1,370-

(外泊)

一入口料金所 - 清水

ETC 有効期限26年12月

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号219-00511403-00

柿田川公園駐車場

駐車料金領収書

200円

上記金額領収いたしました。



静岡県駿東郡清水町

普 No 523159

執着者：中澤通訓

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,570 円	100 %	1,570 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 14-19

使途項目 サーチキー

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	愛鷹運動公園、J3規格の照度不足調査		
年月日	令和4年4月23日	~ 令和 年 月 日	金額 1,920 円

目的	J3規格の照度不足調査
使途	東名高速道料金
政務活動・ 県政との 関連性	J3、アスリクワリ沼津のホークランド愛鷹運動公園の照度不足がJリーグ加盟の課題。資金不足をどうするか の課題になっている

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 日本

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 清水

お問合わせは、中日本お着さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月23日 13時33分

車種 普通

割引前料金 ¥1,370-

割引 ¥410-

ご利用額 ¥960-

(外払)

- 入口料金所 - 沼津
ETC 有効期限26年12月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号205-01141307-19

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 日本

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 沼津

お問合わせは、中日本お着さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月23日 10時56分

車種 普通

割引前料金 ¥1,370-

割引 ¥410-

ご利用額 ¥960-

(外払)

- 入口料金所 - 清水
ETC 有効期限26年12月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号215-00891028-19

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,920 円	100 %	1,920 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-20

使途項目 サーチキー
 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡P-トウゴト展(静岡美術館)、おやかたなぐさ展(清水区)		
年月日	令和4年4月24日	～令和 年 月 日	金額 600 円

目的	家庭での手づくり食材、用品の購入
使途	駐車場料金
政務活動・ 県政との 関連性	コロナ禍の規制解除により仕事は生活密着型にシフトがある。経済活性化への大きな力に期待がある。確保は必要である。

《領収書貼付枠》

ファミリーパーク
754-252-609

M 領収書 U
2022年 04月24日 12:44
09:49入
総 C...400円
現金納付...400円

@Park

アットパーク
清水真砂町

領収証

精算機 #01	A 精算No.000285
発券機 #01	発券No.038402
入庫時刻	2022年 4月24日(日) 13:21
出庫時刻	2022年 4月24日(日) 14:12
駐車時間	0:51
駐車料金	A料金 200円
=====	
合計	200円
現金領収額	200円
お預り	500円
お釣り	300円

またのご利用をお待ちしております。

支払者: 中澤通訓

累分の理由	領収書金額(a)	累分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	600 円	100 %	600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-27

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (静岡新聞, 朝日新聞, 農業新聞)		
年月日	令和 4年 4月 28日 ~ 令和 年 月 日	金額	10323 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4年 4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

<領収書貼付枠>

領収証

支店 05 区域 007 備後 230 No. [] 中沢 通訓 様

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
※朝日新聞	1	4,400		7,023 円
※農業新聞	1	2,623		
10%対象 0 (内消費税 0)				2022 年 04 月分
8%対象 7,023 (内消費税 520)				領収致しました。 4年 4月 28日

04-03-28	200
04-03-31	800
04-04-04	200
04-04-27	200
04-04-28	200

有限会社 石原新聞店
静岡市清水区江尻東1-1-



電話

0120-107466

係 []

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

3,300 シミス"ジフンテン

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10323 円	100 %	10323 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-22

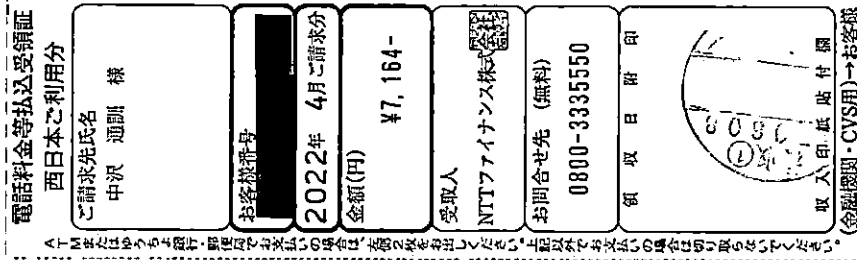
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 4 月請求分)		
年 月 日	令和4年4月28日~令和	年 月 日	金 額 3,582 円

目 的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



※領収日附印の印字が不鮮明なため補記する。

'22.4.28

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	7164 円	1/2 %	3582 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-23

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 (4 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 4 月 28 日	金 額	2,035 円

目 的	政務活動上の情報収集に使用する。		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>> 4-04-01 4-04-07 4-04-11 4-04-15 4-04-19 4-04-28 (日専連 静岡) 自払 2,035			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お問合せ番号	
お支払い日	2022年 4月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願いたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサヰワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
【お問合せ時間】 10:00~17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TOKAIビル
【お問合せ時間】 10:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「葉書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から葉書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

整理番号 4-24

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代・水道代・4月分)		
年 月 日	令和4年4月27日	~ 令和 年 月 日	金 額 10719 円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
《領収書貼付枠》			

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

令和 4年 4月28日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 4年 4月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 4年 4月27日	21439円	1947円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	領収金額 円	精算額等 円 (金額再掲)	初回引落割引額 円, 銭	燃料費調整額 円, 銭	記 事
おなまえ		容量					
ナカザワジムシヨ キョウ		従量電灯B 30 A	3461 104	349	-55.00	121.68	
ナカザワ ミチノリ		従量電灯B 30 A	4772 150	504	-55.00	175.50	
ナカザワ ミチノリ		低圧電力 10 kW	13206 117	393		136.89	
			1200				

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	21439 円	1/2	10719 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-25

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月1日~令和4年4月30日	金額	5280 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,280 円	100 %	5,280 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

個別履歴照会

作成日時：2022/05/02 11:14

刻印番号
媒体タイプ LuLuCa(PASAR+POINT)
発行日 2014/03/03
有効期限
不が情報 (申請)

SF券種 一般バス・鉄道共通
SF属性 大人
デビット ¥500
(停止)

フリガナ ナカザワ
氏名 中澤
郵便番号 〒424-0828
住所 静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

性別 男性
生年月日 1944/09/23 年齢 77才
電話番号 (自宅) 054-352-5641
(携帯)

最終残高



定期券種 (留) (留)
定期属性 発行日 適用期間
停留所 (発) (留) 停留所 (発) (留) 停留所 (発) (留)
停留所 (発) (留) 停留所 (発) (留) 停留所 (発) (留)
理由 理由 理由
割引 割引 割引

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	停留所 (発)	停留所 (発)	理由	割引
4649	2022/04/22 18:16	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,540			新静岡 → 入江岡				
4648	2022/04/22 17:51	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,870			新静岡 →				
4647	2022/04/22 13:12	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,870			入江岡 → 新静岡				
4646	2022/04/22 12:45	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,200			入江岡 →				
4645	2022/04/19 21:22	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,200			新静岡 → 入江岡				
4644	2022/04/19 20:53	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,530			新静岡 →				
4643	2022/04/19 13:36	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,530			入江岡 → 新静岡				
4642	2022/04/19 13:08	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,860			入江岡 →				
4641	2022/04/18 16:34	券売機	チャージ	¥2,000	¥2,860			入江岡	1号機			
4640	2022/04/18 16:34	自動改札機	S F利用	¥330	¥860			新静岡 → 入江岡				
4639	2022/04/18 16:11	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,190			新静岡 →				
4638	2022/04/18 11:27	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,190			入江岡 → 新静岡				
4637	2022/04/18 10:57	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,520			入江岡 →				
4636	2022/04/15 14:50	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,520			新静岡 → 入江岡				
4635	2022/04/15 14:25	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,850			新静岡 →				
4634	2022/04/15 10:07	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,850			入江岡 → 新静岡				
4633	2022/04/15 09:38	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,180			入江岡 →				
4627	2022/04/11 13:21	自動改札機	S F利用	¥330	¥840			新静岡 → 入江岡				
4626	2022/04/11 12:53	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,170			新静岡 →				
4625	2022/04/11 09:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,170			入江岡 → 新静岡				
4624	2022/04/11 08:58	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,500			入江岡 →				
4623	2022/04/07 18:09	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,500			新静岡 → 入江岡				
4622	2022/04/07 17:40	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,830			新静岡 →				
4621	2022/04/07 14:55	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,830			入江岡 → 新静岡				
4620	2022/04/07 14:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,160			入江岡 →				

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細				
4619	2022/04/07 14:29	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,160			入江岡	1号機			
4618	2022/04/06 17:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,160			新静岡 → 入江岡				
4617	2022/04/06 17:17	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,490			新静岡 →				
4616	2022/04/06 10:15	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,490			入江岡 → 新静岡				
4615	2022/04/06 09:47	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,820			入江岡 →				
4605	2022/04/01 16:25	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,140			新静岡 → 入江岡				
4604	2022/04/01 15:59	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,470			新静岡 →				
4603	2022/04/01 12:39	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,470			入江岡 → 新静岡				
4602	2022/04/01 12:10	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,800			入江岡 →				

整理番号 4-26

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】

(会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ： 中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	963	18 円 × 963 km / km	17,334

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,334 円	100 %	17,334 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-27

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与 (4月分)		
年月日	令和 4年 4月 1 日 ~ 令和 4年 4月 30 日	金額	42,911 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>

給料支払明細書

(4年 4月分)

殿

労働日数	労働時間	所定時間外労働	基本給	給	日		分	
					時	分	時	分
					8	5	8	2
支払額					85,822			
控除額								
差引支給額								

係印
コクモ シン・113N

$$94 \text{時間} \times 913 \text{円} = 85,822 \text{円}$$

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	85,822 円	1 / 2 %	42,911 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-28

使途項目 サーチー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ふじのくに県民クラブ 京都・広島視察		
年月日	令和4年4月25日~令和4年4月27日	金額	67,011 円

目的	就労支援及び防災研究所等の視察
使途	交通費・宿泊料等
政務活動・ 県政との 関連性	地元の災害、新産業の支援等の いっしょ教育等本県行政に参考とする。

《領収書貼付枠》

領収書 別紙のとおり	① 料鉄バス 区役所→清水	100
	② taxi 京都駅→市川	1260
	③ 京阪電鉄 五条→JR京都	310
	④ " 黄葉→三条	310
	⑤ " 三条→五条	160
	⑥ JR 清水⇄京都⇄広島 指定 往復34420	
	⑦ 宿泊 セル 京都	8730
	⑧ " グリーンスカイホテル	10380
	⑨ JR 清水⇄自宅 taxi	780
	⑩ レンカー・タクシー等	9620
	⑪ 手みやげ代	941
計		67,011 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	67,011 円	100 %	67,011 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

4/25 白定 → JR 清水

(100)

刻印番号 媒体タイプ 発行日 有効期限 ネガ情報	LuLuCa(PASAR+POINT) 2014/03/03 （申請）	SF券種 SF属性 デポジット	一般 バス・鉄道共通 大人 ¥500	フリガナ 氏名 郵便番号 住所	ナカザワ 中澤 〒424-0828 静岡県静岡市清水区千歳町 7-18	ミチノ 通訓	性別 男性 生年月日 1944/09/23 年齢 77 電話番号、(自宅) 054-352-5641 (携帯)
--------------------------------------	---	-----------------------	--------------------------	--------------------------	---	-----------	--

定期券種	定期属性	発行日	適用期間	停留所(発)	停留所(着)	経由
(発)	(着)					
(発)	(着)					

処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細
022/04/25 09:29	バス車載機	S F利用	¥100	¥1,440			山原梅落寺 忠登塔前→病院→清水駅前 乗車 清水区役所前 降車 清

10.07 201
505
JR 清水 → 荒岡 → 京都 → 黄檗 (京大宇治 和 2102)
11.37

領収書
様 伝票番号: 48904
お支払い: 現金
ご利用日付: 2022年-4月25日
取引内容: 片道きっぷ購入
金額: 金310円
黄檗駅001号機発行
京阪電気鉄道株式会社
この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

領収書
2022年04月25日 -004
メーター運賃 ¥1,260円
合計 ¥1,260円
現金支払 ¥1,260円
車輛番号 0050
毎度ご乗車ありがとうございます。
新京和タクシー(株)
京都市南区吉祥院部絲町23番地
☎ 075-671-7321

支店: 京都駅
京和タクシー
1260

支店: 三條
京阪電鉄
310

支店: 中澤通訓

(株) TALIKI
三條 → 五條 (ホカ) 160
5

5条
↓
JR
京都

ホカ → 京都 310
JR (3)
支店: 中澤通訓

領収書 様 伝票番号: 10752
ご利用日付: 2022年-4月25日 お支払い: 現金
取引内容: 片道きっぷ購入
金額: 金 160円
三條駅005号機発行
京阪電気鉄道株式会社
この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

領収書 様 伝票番号: 50630
ご利用日付: 2022年-4月25日 お支払い: 現金
取引内容: 片道きっぷ購入
金額: 金 310円
清水五条駅001号機発行
京阪電気鉄道株式会社
この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

京都 京都 京都

No. _____

4/26 JR 京都 → 広島 11.44
10.07 のぞみ 13

広島県庁
↓
竹原市 (グリーンスタジアム竹原)

4/27 竹原港 ← 大崎大島白木港
広島県立睿智学園中、高校

竹原 → JR 三原

JR 三原 → 福山 34, 又却 740, 利用 34

領収書 No 56 104
5201130 領収書
たかサワシロ 様

金額 ¥34,420円
消費税込
但し、乗車券類(クレジット払い)として

2022年4月23日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

納税申告書
付につき名古屋中村
税務署承認済

清水駅
現金出納社員

お客様控

クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R725

会社名・会員番号 UFJ-XXXXXXXXXXXX [] 有XX-XX (JR東海)
取引内容: お買上 支払区分: - 括 IC ¥34,420
承認番号: 885895ATC0090 C01
商品名: (一括発券) 乗車券類 8枚(冊)
4月25日 ひかり 505号 静岡→京都 他
乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。
払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。
VISA CREDIT 0000000031010
2022-4-23 10190-10
この控は大切に保存してください。
清水駅MR002発行

34420

JR 往復分

6

領収書 (RECEIPT)

22/04/25 21:19:30
BILL NO. 15476



中澤 通訓 様

領収金額(円) 8,730円
BALANCE DUE

(利用 9,700円 内消費税 864円 内その他 200円)

但し ご宿泊代として

- 現金
- クレジット
-

担当



上記金額に領収致しました。担当印なきものは無効です。
ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

Thank you very much for your patronage. May we have the pleasure of serving you again.

ホテル センレン京都 東山清水
〒605-0981
京都市東山区本町1丁目45番地
Tel:075-532-5110 Fax:075-532-5111

領収書

No. 00026825-01
2022/04/26

中澤 通訓 様

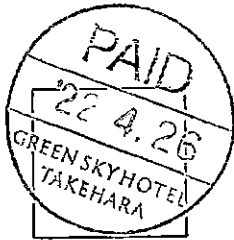
金額 ￥10,380 -

(内消費税 ￥943)

但し、ご宿泊代

として、

上記金額正に領収いたしました。



グリーンスカイホテル竹原

〒725-0026 広島県竹原市中央4丁目2番18号
株式会社SK.MANAGEMENT
TEL:0846-22-1355 FAX:0846-22-1366

担当者



⑧

領収書

2022年 04月 27日

車両番号 0207

運賃 ￥780円

合計 ￥780円

日の丸交通株式会社
静岡市清水区横砂西町8番33号
TEL:054-366-1177

JR清水 ⑨

⑦80
自定

広島県視察 現地交通費精算

左外代 20,180円
 左内代 6,460円
 ガソリン代 1,000円
 高速代 1,220円
 計 28,860円

(CDW)
 $22,380円 - 2,200円 = 20,180円$

$28,860円 \div 3 = 9,620円$

1人当り 9,620円

中津県議 9,620円

大石正弘県議 9,620円

10

原本: 杉山 淳 議員 支出証状書 4年 4月 整理番号 4-11 参照

領収証
大崎フェリー同盟

大崎フェリー同盟
 広島県竹原市港町四丁目2番24号
 TEL 0846-22-1445
 発行所 竹原港 TEL 0846-22-2560

2022年04月27日 08:26

01-01499159

02003
5m未満往復 往復 1
@5,080 ¥5,080

01005
白水往復大人 往復 2
大人 @690 ¥1,380

合計 ¥6,460

お預かり ¥6,510
お釣り ¥50

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 河内
TEL 082-437-2254

22年 4月 26日 16時 32分

車種 普通

通行料金 ¥1,220-
(現金)

入口料金所 広島
 通行料金は消費税10%対象です。
 道路の異状を見したら【#9910】へ
 西日本高速道路株式会社
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20
 取扱番号 204-01401605-00

Enejet

納品書(領収書)

2022年04月27日 13:54

売上 上 様 M

34072-900000-459
 現金フリー
 車両番号 実車番
 1200-00
 ENEOSレギュラー P-16
 6.03L *
 (166円) ¥1,000
 (内ガソリン税53.80円 ¥324)
 合計 ¥1,000
 (消費税10%対象 ¥1,000
 内消費税等 ¥91)
 お預り ¥1,000
 お釣り ¥0

現金でも預上げの場合は領収書にかまして頂きます。

ネクサスエナジー(株)
 DDセルフ西三原SS
 広島県 三原市皆実4-4-23
 TEL:0848-63-3204 SS-034072
 レットNo 5349-06 デー外No3240-3242
 077西三原SS 2022/04/27



レンタカーご利用明細書 (領収書)

2022/04/27

R_NO JWY83812
RAKO

借受人 スギヤマアツシ 様
 運転者名 スギヤマアツシ 様
 基本料金 13,860 超過料金 -1,320
 乗捨料金 7,040 CDW 2,200
 中途解約 600 *

帰着時精算額 -720
 現金 -720
 クレジット 0

お支払い総合計 22,380
 (消費税10%対象 21,780)
 (消費税 0%対象 600)

合計 22,380
 (課税取引額 19,800 内消費税額 1,980)
 クレジット 23,100
 出発時精算 23,100

登録番号 山口 30072452 会社
 出発 22/04/26 12:03 車種 SAK(SA) アケテ
 帰着予定 22/04/27 15:00 広島駅新幹線口
 出発 22/04/27 14:06 三原駅前
 出発メーター 60,746 KM 帰着メーター 60,861 KM
 走行距離 115 KM

差引精算額 -720
 コース 標準コース

ご利用賜わり誠に有難うございました。
 今後も引き続きご愛用下さいますようお願い申し上げます。

ニッポンレンタカーサービス株式会社 TEL 0848-62-0919
 三原駅前 営業所 担当者名

* CDW 2,200円を除外する



イオン浜松市野店
TEL053-468-1600 FAX053-468-1601

領収証

イオンリテール株式会社

レシート番号 2022/ 4/25(月) 11:54
取6546 責:太田

春華堂うなぎバイ 7,840※
(2個 X 単3,920)

小計	¥7,840
外税 8%対象額	¥7,840
外税 8%	¥627

合計	¥8,467
現金	¥10,067
ID: 0000	
お釣り	¥1,600

お買上商品数:2
※印は軽減税率8%対象商品

■今回獲得WAON POINT

イオンカード番号 * [REDACTED]
ポイント対象金額(税込) ¥8,467
合計 84P
(内 基本ポイント 42P)
(内 ポイント777分 42P)

■累計ポイント 1,048P
(内22年07月末日迄有効 130P)
*ポイントの有効期限にご注意ください

◆印はほろろメーション税制対象商品



広島教育委員会
睿智学園 手工産代

8467 ÷ 9 = 941
11

原本: 阿部卓也 支出証控え

4年6月 整理番号 6-1 参照

県外調査概要書

昭和4年4月30日

会派名・議員氏名

ふじのくに県民のつどい

中澤通訓

<p>目的</p>	<p>ふじのくに県民のつどい 京都、元島視察</p>
<p>年月日</p>	<p>昭和4年4月25日～4月27日</p>
<p>場所</p>	<p>京都府 元島市</p>
<p>内容</p>	<p>1 行程 別紙のとおり</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>4 県政への反映</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

① 京大防災研究所 斜面災害研究センター 王功輝 教授

京都大学防災研究所 所長 教授
気象・水象災害研究部門 水文気象災害研究分野



京都大学防災研究所
斜面災害研究センター



工学博士 中北 英一



〒611-0011 宇治市五ヶ庄
電話: (0774) 38-4265
FAX: (0774) 38-4265
E-mail: nakakita@hmd.dpri.kyoto-u.ac.jp

京都大学
博士(理学)

王 功輝

教授

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄
TEL: +81-774-38-4111 FAX: +81-774-38-4300
E-mail: wang.gonghui.3r@kyoto-u.ac.jp

熱海の土石流災害のメカニズムを本格的に研究して
いる京大宇治キャンパスを訪問。
当研究所は100人の教授、180人の専任教諭が各分野
で研究成果を挙げている。近年の自然災害は
総合的な研究に力を入れなければならない。その対応が困難と
いえる。集中的な研究が求められる。
実験室では横長では部屋の大ささに限界がある
ので、継ぎ目の圧縮装置が稼働。その動きを
モニタリングしている。研究論文での情報
発信が期待される。世界で唯一の地すべり再現
試験材であり、有効的な利用が期待される。

② 社会課題解決センター

(特) taliki 代表取締役 中村 多伽

Question 館長 (京都信用金庫) 森下 容子

Tunagum 取締役

Npo グローバル人材開発センター

代表取締役 CEO

中村 多伽 TAKA NAKAMURA

株式会社 taliki

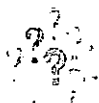
taka.nakamura@taliki.co.jp

ORISSINETK - ORISSINETAKA

取締役・経営手

Tunagum

株式会社ツナグム
602-8233 京都市上京区福大明神町128



QUESTION

館長

森下 容子

Yoko Morishita
AFP (日本AFP協会認定)

HP <https://question.kyoto-shinkin.co.jp/>

MAIL QUESTION@kyoto-shinkin.jp

TEL 075-585-4190

京都信用金庫

〒604-8006
京都市中京区河原町通御池下下丸屋町390-2
2-390 Shimomanyacha, Kyoto
Nakagyo-ku, Kyoto 604-8006 Japan

この紙はフェアトレード認証のパナペーパーです



GLOBAL
CENTER

チーフコーディネーター / グラフィックター

NPO法人 グローカル人材開発センター

■ 事務局
〒602-8061
京都市上京区甲斐守町97 西陣産業創造会館 2F
☎ 075-411-5010

■ Students Lab Office
〒604-8006
京都市中京区下丸屋町390-2 QUESTION 5F

http://globalcenter.jp/



中村さんは大学在学中
に志業化をし現在に至る。

技術、人材をた
結ぶつける仕組みを
構築し現在は
自社員10名で運営。

社会がグローバルに
動いている時代は
数々のP2P+O2O

情報を収集できることが大切であり、時間的に早く
方向性を採ることも必要とする。

当センターは 京都信用金庫の河原町支店改築に
あわせ、銀行業務を6階に移し、他は4階の
20P-12 開放、地域貢献としていす。

③ 広島県教育委員会

① 近年、広島県教委は多方面において教育改革を、早い速度で実行しているように思える。昨年に平川理恵教育長が誕生してから歩調がよい。これは湯崎知事のハット・リーダーシップにおいて、当時、横浜市立中学校長だった平川氏を指名したことに由来する。

市内における商業高校の方向性を創造するためには、商業高校教師とアメリカへ視察。

実質3日間の滞在だったが、ここでの見聞、アメリカ現地での毎日の反省会、ミーティングも実際に授業の取り組みは生徒が興味をもち、自分たちのためにあることを基本的に受け止める方向を感じとったようだ。

商業高校の簿記2級の資格をとることに4つの目標がはなると、Who am I? 我は何者?

なぜか? 基本に授業をとおめしめながらを視察、実施。商業高校の趣向性に進展していく。

趣向が授業 → 生徒が変わる。

商業の次は工業、農業へという。

広島県が『やぶくらし』をいかに感じている。

② 公立高校入試改革 改革

内申書 — 学習の記録は 3・3・3 ⇒ 1・1・3 に
変更。

出席状況は不記載。

問題 — 記述式が多い。

面接 — 自己表現を重視。

③ 乳幼児 対策に 公 和 (公立) 等

区分Eにおいて サービスは
すべて同一適用。(県立図書館サービス)

幼保の教育研修を県で一元的に実施

(保育リーダー育成事業)
幼児教育アドバイザー育成事業

④ 不登校

2102年サポート推進校 (33校指定)

④ 広島県立広島睿智学園中学・高校

中学・高校の6年間で中・高の12階レベルの日本での公立学校と同等の認定校。

2019年4月 全寮制で中学生からスタート (408)

22年4月 新高校 11名 (20名の予定)

在校生 31名 (60名が予定)

(中絶者は日本は海外3年以上の者がのみが受験可。外国人はOK)

中2で1名
中3で1名
卒業して他学校へ1名

(オーストラリアで試験)

中学入試は8.9倍

(半数は県内入学者)

寮は個室(4畳半)あり。寮費5万円/月

外国人教員12名(英語、数学(知)に英語授業あり)

90分授業が原則だが教師の自由度あり。

中学は15時、高校16時45分まで授業

学内で10月大学への入試対応はしない。

レベル認定校のつよみは、世界統一での

試験を実施し、結果で各大学の入学許可は数

が示され、それに応募できる。(10月以降)

総て基本は代際との約70倍。(国際標準での

対応含む) 普通高5校への運営費

賛同県は2026年開校予定。